



# よさの 社協だより



第3号

令和6年6月25日  
発行



よさやぎ

しゅきやう  
こんにちは、『社協』です！

町民の皆さまに、『社協』のことをもっと知っていただきたい！という思いを込めて、「**32よさの社協だより**」を発行しています！

「32」をきっかけに、『社協』のこと、そして町内で取り組んでいる『地域福祉』のことをもっと身近に感じていただければと思っています！！  
よろしくお祈いします♡♡

ふくし りやうえんじょじぎやう  
『福祉サービス利用援助事業』ってなあに？



福祉サービス利用援助事業とは、認知症の高齢者や知的障害、精神障害などで判断能力に不安がある方が、地域で安心して日常生活が過ごせるように、社会福祉協議会が福祉サービスの利用手続きの援助や代行、各種支払いなどを行うことによって生活を支援する事業です。

つまり、『**あなたの暮らしの安心をお手伝いする事業**』なのです！



与謝野町社協は何をしてくれるの？

与謝野町社協は、本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約をします。その契約や支援計画の内容に沿って、以下のことを行います。

福祉サービスの利用をお手伝い

日常的な金銭管理をお手伝い

支援は「専門員」と「支援員」の2名で行います。

詳しくは裏面へ★

# こんなとき、ご相談ください！

福祉サービス（※）を利用したいけど、どんなのがあるのかな？  
どうやって利用するのかな？

なぜかいつもお金が足りなくなって、  
利用料や公共料金が支払えない！  
だれか上手なお金の使い方を一緒に考えてくれないかなー？

近所のおばあちゃんに支払いを頼まれることがあるけど、このままでいいのかな？

家に届く役場の通知や介護保険の書類がよくわからない…。  
だれか一緒にみてくれるといいんだけど…。

離れて暮らしているお母さん、最近物忘れが出てきて通帳やハンコをよくなくしている…。心配だ！

今は私たちがみているけど、他に頼める制度はないかしら？

※福祉サービスとは、介護保険制度などの高齢者福祉サービス、障害者自立支援法による障害福祉サービスのこと。ホームヘルプサービスやデイサービス、食事・入浴サービスなど様々なものがある。

## ①福祉サービスの利用をお手伝いします

- ◎福祉サービスの利用、またはやめるために必要な手続き
- ◎福祉サービスの利用料の支払い
- ◎福祉サービスを利用するにあたってのさまざまな手続きのお手伝い

## ②日常的な金銭管理をお手伝いします

- ◎年金や福祉手当などの受け取りのための手続き
- ◎税金・公共料金・医療費・光熱費・家賃などの支払い
- ◎日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れ、解約の手続きなどの金銭管理のお手伝い

### ★ご利用いただける方（以下の1・2どちらも当てはまる方）

1. 認知症・物忘れのある方、知的障害や精神障害のある方で、福祉サービスを利用するための手続きがよくわからなかったり、日常的な金銭管理をひとりでするのが不安な方（認知症の診断や療育手帳・精神保健福祉手帳はいりません）
2. この事業の契約および支援計画の内容について理解できる方

ご相談は各支所へ ☎ 加悦 42-7553 岩滝 46-5556 野田川 43-0294

これからも社協の紹介をしていきます！よろしくお願ひします！